

平成24年8月7日

宮城県から提案された税制・補助制度の特例(新たな措置)に関する論点

番号	提案項目	提案の具体的内容	提案の具体的内容に関し、検討が必要な論点
1	特別控除の適用による 防災集団移転促進事業 の推進のための特例	防災集団移転促進事業の移転先の土地売却について、無条件に5,000万円の譲渡所得の特別控除を適用する特例を求める。	<p>○移転先の住宅団地について、「一団地の住宅施設(50戸以上の集団住宅及びこれに附帯する通路その他の施設をいう)」として都市計画決定等の手続を経る場合又は都市計画事業に準ずる事業として認められる場合には、5,000万円の特別控除の適用が可能。</p> <p>○防災集団移転促進事業は、一刻も早い移転が求められることから厳格な手続・規制をあえて設けず、また、移転者や移転先の地権者の意向に応じて弾力的に対応できるようにしている。このように、本事業は強制力が伴う収用対象事業に相当するような事業ではないことから、5,000万円の特別控除を適用することはできない。</p>

番号	提案項目	提案の具体的内容	提案の具体的内容に関し、検討が必要な論点
2	45フィートコンテナ利用推進のための特例	<p>①-1 輸送路線の質的改良(交差点改良等)の補助枠等の確保の特例</p>	<p>○復興財源を充てて行う事業については、復興との関連性が特に高い事業に限定して実施しているところ、包括的に45フィートコンテナ輸送路線の整備事業を復興事業と説明することができるか。</p> <p>○個別事業毎に復興に資する旨の明確な説明が可能な事業については、現行の社会資本整備総合交付金(復興)、それ以外の場合も地域自主戦略交付金での予算措置が可能ではないか。</p>
		<p>①-2 輸送車両購入・コンテナ船の新造・改造に対する補助制度の拡充等の特例</p> <p>[宮城県の提起する問題点・提案理由] ○被災企業の復興のためには物流コスト削減が図られる45ftコンテナの利用が有効。 ○45ftコンテナは、現在主流となっている40ftコンテナと比べ、容積が背高コンテナで13%多く、物流コスト削減が図られるため、普及促進を目指したい。 ○45ftコンテナ用輸送車両は非常に高価なため、45ftコンテナの利用促進が進んでいない。 ○県外の荷主の要望にも応えた広域的な利用を図るため、今後、県境を越えた45ftコンテナの輸送実現を図っていく。</p>	<p>(以下、②及び③にも共通する論点)</p> <p>○被災企業の復興のために、45フィートコンテナの利用促進が有効とする根拠はあるのか。</p> <p>○単純に容積ベースの比較のみをもって、13%分コスト削減が可能であると一概に言うことはできないのではないか。</p> <p>○40フィートと45フィートのコンテナが同一価格で輸送されるという保証はなく、価格競争の観点からは、逆に、輸送量の少ない45フィートコンテナの方が割高になる場合もあり得るのではないか。</p> <p>○個別企業のみニーズではなく、荷主企業団体や輸送事業者団体等における全体の利用ニーズを明らかにするべきではないか。</p> <p>○移動が可能であり、どこで活用されるか分からない船舶や車両を対象として、地域限定の助成制度・税制特例を行政と事業者にも過度な負担を生じさせることなく適正に運用することはできるのか。</p> <p>○「県外荷主の要望に応えた広域的な利用を図る」とするが、被災企業ではない県外荷主の物流コストを削減しても被災地の復興への寄与はほとんど見込めないのではないか。</p>

番号	提案項目	提案の具体的内容	提案の具体的内容に関し、検討が必要な論点
2	45フィートコンテナ利用推進のための特例	<p>②45フィートコンテナ輸送車の県内高速道路通行料金の一定割合の助成措置</p> <p>[宮城県の提起する問題点] ○(45ftコンテナ輸送車両の)走行安全性や(一般道における)他の車両の通行への影響が懸念されるため、45ftコンテナの利用促進が進んでいない。</p> <hr/> <p>③シャーシ・コンテナ船などの輸送設備に係る特別償却又は税額控除の特例</p> <p>[宮城県の提起する問題点・提案理由] ①-2と同じ。</p>	<p>○45フィートコンテナ輸送車両について、現在、一般道であっても、高速道路であっても、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して特殊車両の通行許可を出しているところ、一般道の走行が高速道路の走行と比べて、特に安全上問題があるとする理由があるのか。</p> <p>○高速道路通行料金の割引措置が講じられた場合、既に行われている45フィートコンテナ輸送について高速道路の利用は促進されると考えるが、新たに荷主のニーズを喚起し45フィートコンテナの利用が促進されるとする理由があるのか。</p> <hr/> <p>○既存の海運税制は、45フィートコンテナに対応可能なコンテナ船を除外するものではなく、車両税制も、運送事業者の規模は限定するものの、対応可能な車両を除外するものではない。既存制度では不足であるとする根拠はあるのか。</p>
3	保育サービスの確保のための保育所整備の補助対象の拡大	沿岸被災地において、良好な「保育の場」を早期に確保するため、都道府県及び市町村が補助可能な保育所設置主体に、学校法人、株式会社、NPO 法人等を追加する特例を求める。	○憲法第89条において公の支配に属さないものに対する公金の支出が禁止されていることから、現行制度上、社会福祉法人等、行政からの指導監督等において強い規制を受け、保育所運営事業の安定性・継続性を担保することができる設置者のみが、補助の対象として児童福祉法に限定列挙されているところであり、憲法第89条の規定と整合性のある仕組みが考えられるか。

番号	提案項目	提案の具体的内容	提案の具体的内容に関し、検討が必要な論点
4	復興特区における税制上の特例措置の期間の延長、適用要件の緩和	<p>①被災地における産業集積を促進するため、復興特区法第37条から第40条の特例に係る震災特例法第17条の2、第17条の3、第17条の5及び第18条の3に規定する特例を受けるための指定の期限を5年間延長(平成28年3月末→平成33年3月末)を求める。</p>	<p>○現時点において、平成28年3月まででは期間が足りないとする根拠はあるか。</p> <p>○企業側から、平成28年3月末までに投資することができない等の意見があるか。</p> <p>○税の特例を受けられる期間を延長することにより、早期の投資を行うインセンティブが弱まらないか。</p>
		<p>②被災地における産業集積を促進するため、復興特区法第40条の特例(新規立地促進税制)について、再投資準備金として積み立てた金額を損金の額に算入する適用年度を5年間延長(現行:5年→10年)する措置を求める。</p>	<p>○損金算入期間を5年から10年に延長することにより、新設企業の新規立地が進むと言える根拠はあるか。</p> <p>○企業側から、損金算入期間を5年から10年に延長することにより、新設企業の新規立地が進むとの意見があるか。</p>
		<p>③被災地における産業集積を促進するため、復興特区法第40条の特例(新規立地促進税制)について、沿岸市町の特定復興産業集積区域以外に事業所を有する場合でも、適用除外とならないよう要件の緩和を求める。</p>	<p>○沿岸市町の特定復興産業集積区域以外に事業所を有する場合でも法第40条の特例が受けられるようにすることにより、新設企業の新規立地が進むと言える根拠はあるか。</p> <p>○企業側から、沿岸市町の特定復興産業集積区域以外に事業所を有する場合でも法第40条の特例が受けられるようにすることにより、新設企業の新規立地が進むとの意見があるか。</p> <p>○県の内陸部に事業所の設置を認めると、沿岸市町以外に事業所が集中し、結果として、沿岸市町の雇用機会確保に繋がらないのではないか。</p>